平成２３年５月１３日

各　　位

会 社 名　　理 研 計 器 株 式 会 社
代表者名　　代表取締役社長　岩澤　　忠
（コード番号　７７３４　　東証第一部）
問合せ先　　取締役経営企画室長　松本　哲哉
（ＴＥＬ．０３－３９６６－１１２１）

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、平成２３年５月１３日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を平成２３年６月２９日開催の第１０５回定時株主総会に付議することを決議しましたので、下記のとおりお知らせします。

記

１．変更の理由

代表取締役の選定は取締役会の決議によって決定される旨を明確にし、また、役付取締役については、従来の役付取締役の役位の一部を執行役員へ付与するため、現行定款第２６条に所要の変更を行うものであります。

２．変更の内容

変更の内容は、別紙のとおりであります。

３．日程

定款変更のための株主総会開催日	平成２３年６月２９日（水曜日）
定款変更の効力発生日	平成２３年６月２９日（水曜日）

以　　上

別紙

（下線は変更部分を示します。）

現　行　定　款	変　　更　　案
第４章　取締役および取締役会	第４章　取締役および取締役会
第２１条～第２５条（条文省略）	第２１条～第２５条（現行どおり）
（代表取締役および役付取締役）	（代表取締役および役付取締役）
第２６条　取締役会の決議により、取締役会長、取締役社長各１名および取締役副社長、専務取締役、常務取締役各々若干名を選定することができる。	第２６条　取締役会は、その決議により、代表取締役を若干名選定する。
②　取締役社長は、代表取締役とし、他に取締役会の決議により前項の役付取締役の中から、代表取締役１名を選定することができる。	②　取締役会は、その決議により、取締役社長を１名選定し、その他必要に応じて役付取締役を若干名選定することができる。
③　取締役会長は、取締役会を主宰する。	（削除）
④　取締役社長は、取締役会の決議を執行し、会社業務の全般を統轄する。	③　取締役社長は、取締役会の決議を執行し、会社業務の全般を統轄する。

以　上